平成２２年（フ）第１０８５号
千葉県習志野市新栄２丁目２番５号ザイテベルクⅠ102号
債務者　川端エリカ
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２０号
千葉県市川市押切19番７―301号　サンパレス
債務者　後藤　輝昭
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２１号
千葉県市川市押切19番７―301号　サンパレス
債務者　後藤　町子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２３８号
千葉市緑区越智町705番地462
債務者　森田フミ子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３１５号
千葉県習志野市藤崎３丁目14番14号　コーポ田久保101号
債務者　五ノ井玲子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３２０号
千葉市稲毛区作草部町558番地４
債務者　高山　京子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３２１号
千葉県船橋市滝台２丁目12番17号　エピナール弐番館102号
債務者　入江　　正
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３３３号
千葉県市川市宝１丁目17番５号
債務者　豊澤　達雄
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３３４号
千葉県市川市宝１丁目17番５号
債務者　豊澤　敏夫
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３４２号
千葉市若葉区千城台西３丁目11番４棟303号
債務者　大島　正則
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３４７号
千葉県船橋市習志野台４丁目39番12―205号
債務者　鈴木　幸恵（旧姓田森）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３４９号
千葉県習志野市東習志野１丁目８番16号　コーポラス慶103号
債務者　笹　　正武
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３６１号
千葉県船橋市高野台１丁目10番22号
債務者　渡辺　利一
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３６９号
千葉県船橋市高根台５丁目１番278棟408号
債務者　川村あけみ
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３７１号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地２街区15棟403号
債務者　前川　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３８５号
千葉市中央区生実町2064番地１　グリーンゲイブルズ103号
債務者　羽山　舞子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３９３号
千葉県市川市本北方２丁目28番20号　あざみ荘210号
債務者　久保冨士雄
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４０３号
千葉県船橋市習志野台４丁目81番23号　ソワサント福田202号
債務者　関口三千代
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係